

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アムザショッピングタウン白石 B棟～E棟  
宮城県白石市大平森合沖121番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社トーラスリアルティ 代表取締役 渡邊 伸治  
宮城県白石市大平森合字森合沖121番地  
丸山観光株式会社 代表取締役 佐藤 義信  
宮城県白石市旭町一丁目2番1号
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前：6,966㎡  
変更後：6,678㎡
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
【変更前】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時30分	午後8時
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後7時
有限会社フジヤ	午前10時	午後7時
株式会社日本自然発酵	午前10時	午後7時
有限会社東北進学ゼミナール	午前10時	午後8時

【変更後】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前 9 時	午後 1 0 時
株式会社西松屋チェーン	午前 1 0 時	午後 7 時
有限会社フジヤ	午前 1 0 時	午後 7 時
株式会社日本自然発酵	午前 1 0 時	午後 7 時
有限会社東北進学ゼミナール	午前 1 0 時	午後 8 時

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前：午前 9 時から午後 8 時 3 0 分まで

変更後：午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで

4 変更の年月日

(1) 令和 8 年 7 月 1 日

(2) 令和 7 年 1 1 月 1 日

5 届出年月日

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び白石市役所

7 縦覧期間

令和 7 年 1 1 月 2 5 日から令和 8 年 3 月 2 5 日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第 1 6 号）及び意見書様式を参考のこと。